定　　　款

川田テクノロジーズ株式会社

2026（令和８）年４月１日改正

第 1 章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、川田テクノロジーズ株式会社と称する。

英文では、KAWADA TECHNOLOGIES,INC.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理

（１）橋梁（鋼橋及びプレストレストコンクリート橋を含むが、これらに限らない。以下同じ）、鉄骨、鉄塔等各種構造物の設計、製作及び建築工事請負

（２）土木又は建築の工事請負並びに企画、設計、監理及びコンサルティング

（３）構造物（道路、橋梁等をいう。以下同じ）の調査、点検、維持修繕の計画、設計及び工事請負

（４）地下構造物関連工事の設計及び請負

（５）構造物の塗装工事の請負

（６）海洋開発関連工事の設計及び請負

（７）建設用の資材、機器及び機械装置の製造、販売、賃貸並びに売買斡旋

（８）鋼材、鉄鋼及び非鉄金属の販売、売買斡旋並びに加工

（９）鋳鋼製品、各種ボルトその他鋼材製品の販売及び売買斡旋

（10）プレストレストコンクリート製品及びその他各種コンクリート製品の製造並びに販売

（11）地質及び環境調査に関する業務

（12）地域開発、都市開発等事業並びにこれらに関する請負、企画、設計、監理及びコンサルティング

（13）一般廃棄物・産業廃棄物の収集・運搬・処理・再利用、環境に係る大気・水・土壌等に関する汚染物質の除去並びにこれらに関する調査及びコンサルティング

（14）木質砕片を原材料とする土壌材及び炭化製品の製造並びに販売

（15）緑化関連工事の調査、計画、設計並びに請負、維持管理

（16）微生物の活用にかかる研究、開発及び微生物による廃棄物処理装置等関連商品の製造、販売

（17）航空運送事業及び航空機使用事業

（18）航空機及び部品販売並びに関連サービス事業

（19）運航・整備受託及び飛行場施設の管理、賃貸

（20）各種燃料及び油脂類の販売

（21）航空写真測量、その他測量全般並びに地図作成及び製図

（22）航空旅客、貨物の運送斡旋事業及び航空代理店業

(23) コンピュータを利用した各種計算業務及び情報サービス

(24) コンピュータのソフトウェアの販売

(25) コンピュータ利用に関するコンサルタント

(26) 各種（産業用、民生用又は医療用をいう。以下同じ）機械、各種ロボットの動作制御システムの開発及び販売

(27) 各種機械、各種ロボットの設計開発支援システムの開発及び販売

(28) 各種機械、各種ロボットの動力学シミュレーションシステムの開発及び販売

(29) 各種機械、各種ロボットの３次元視覚情報処理システムの開発及び販売

(30) 各種機械、装置、器具の設計、製作、販売及び据付工事請負

(31) コンピュータシステム及びオフィスオートメーション機器の開発並びに販売

(32) (23) ないし (31) に関連する保守業務

(33) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理運営及び駐車場の経営

(34) 損害保険代理業

(35) 生命保険募集に関する業務

(36) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

(37) 労働者の派遣事業

(38) 総合リース業

(39) 前各号に関連又は附帯する業務

２．前項各号に関する技術及びノウハウの研究、開発及びその受託

３．産業財産権、著作権等の知的財産権、ノウハウ、各種システムその他ソフトウェアの取得、保有、管理並びに販売

４．前項に附帯関連する一切の業務及び投資

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を富山県南砺市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 ２ 章　　株　　　式

（株式の総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、１億８千万株とする。

（単元株式数）

第６条　当会社は、100 株をもって株式の１単元とする。

（単元未満株主の売渡請求）

第７条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すこと（以下「買増し」という）を請求することができる。買増

しを請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

（４）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

（株式取扱規程）

第10条　当会社の株主名簿、新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い並びに株主の権利の行使に関する手続については、取締役会で定める株式取扱規程による。

（基準日）

第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第 3 章　　株 主 総 会

（招　集）

第12条　定時株主総会は毎年６月に、臨時株主総会は必要に応じて、これを招集する。

（招集権者及び議長）

第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第14条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（議決権の代理行使）

第16条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権のある他の株主１名に委任して議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主又はその法定代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第17条　株主総会の議事は、その要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

２．株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に、その謄本を５年間支店にそれぞれ備え置く。

第　４　章　　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第18条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の定員）

第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任方法及び累積投票の排除）

第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任については累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の決議の方法）

第22条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第23条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第24条　取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

（取締役会の招集権者及び議長）

第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

２．前項の招集は、会日より３日前に各取締役に対しその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

３．取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。

（代表取締役）

第26条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（役付取締役）

第27条　取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の議事録）

第28条　取締役会の議事は、その要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。

２．取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

（取締役の報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（取締役との責任限定契約）

第31条　当会社は、会社法第427条第１項の定めるところに従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（重要な業務執行の決定の委任）

第32条　当会社は、会社法第399条の13第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章　　監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第33条　当会社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

第34条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第35条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第36条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第37条　監査等委員会の議事は、その要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は電子署名する。

２．監査等委員会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

（監査等委員会規則）

第38条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第39条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第40条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第41条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第42条　会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て、取締役会においてこれを定める。

（会計監査人の責任免除）

第43条　当会社は、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であった者を含む）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（会計監査人との責任限定契約）

第44条　当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第７章　計　算

（事業年度）

第45条　当会社の事業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第46条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第47条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第48条　配当金は、支払確定の日から満３年を経過しても受領のないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

２．未払の配当金には利息をつけない。

以上